

横浜市下水道条例施行規則の一部改正に関する意見公募について

横浜市下水道条例施行規則（以下、「規則」という。）の一部を改正し、下水道使用料に係る減免に関する規定を見直します。

つきましては、広く市民の皆様から御意見をいただきたく、次の要領で意見の公募を行います。

【概要】

減免を受けようとする者に対し、下水道使用料減免申請書の提出を求めています。市長がその必要がないと認めた場合は、当該申請書の提出を不要とする旨の規定を追加します（規則第32条第3項）。

1 御意見公募期間

令和3年1月25日（月）から令和3年2月24日（水）まで

2 御意見提出方法

次のいずれかの方法により、御提出願います。

なお、電話での御意見の提出には対応いたしかねますので、あらかじめ御了承ください。

(1) 電子メールの場合

電子メールアドレス：ks-shiyou@city.yokohama.jp

横浜市環境創造局経理経営課下水道使用料・出納担当 あて

(2) 郵送の場合

〒231-0005 横浜市中区本町6丁目50番地の10

横浜市環境創造局経理経営課下水道使用料・出納担当 あて

(3) FAXの場合

FAX番号：045-663-0132

横浜市環境創造局経理経営課下水道使用料・出納担当 あて

3 注意事項

(1) いただいた御意見に対して、個別の回答はいたしかねますので、あらかじめ御了承ください。

(2) いただいた御意見の内容につきましては、氏名、住所、電話番号及び電子メールアドレスを除き、公開される可能性がありますので、あらかじめ御承知おきください。

(3) 御意見に付記された氏名、連絡先等の個人情報につきましては適正に管理し、御意見の内容に不明な点があった場合の連絡・確認といった、本案に対する意見公募に関する業務にのみ利用させていただきます。

(4) その他個人情報については、横浜市個人情報の保護に関する条例にしたがって適切に取り扱います。

4 御不明な点についての問合せ先

横浜市環境創造局経理経営課下水道使用料・出納担当 あて

電話番号：045-671-2826

※電話による御意見は御遠慮くださいますようお願いいたします。

以上